

運営上の留意事項

【通所系サービス共通】

令和7年度 集団指導



はじめに

- 集団指導の構成は、①全サービス共通の項目、②居宅・通所サービス共通の項目、③各サービスの項目（訪問系サービス、通所系サービス、GH・多機能型サービス、居宅介護支援、福祉用具）に分かれています。①②は全て視聴してください。③は市ホームページへの資料掲載となっておりますので、該当するサービスの資料を選択して閲覧してください。
- この動画は③各サービス（通所系サービス）の内容です。
（運営指導で指摘の多い項目を中心に掲載しています。）
- 市ホームページ※に掲載の資料のうち、事業に関する項目は全て閲覧してください。

※「2025年度 集団指導 介護 神戸市」で検索してください



- 通所系サービスの留意事項について説明します。

- 【通所系】
- ⑧ 通所介護
 - ⑨ 通所リハビリテーション
 - ⑩ 地域密着型通所介護
 - ⑪ 認知症対応型通所介護



対象は4サービス

1 基本的事項

- 各サービス事業所の運営にあたっては、介護保険法に基づいて厚生労働省が定める基準省令、解釈通知、留意事項通知、Q&A等を随時確認し、定期的な運営の見直しを行うこと。
- 令和6年度介護報酬改定後の人員・設備・運営に関する基準、介護報酬の算定基準を再確認すること。
- 介護報酬改定後、経過措置が終了したものは特に注意すること。
※未実施・未策定の場合、遡及して減算の対象となるものあり
- 各サービスの基本方針を基準省令で適宜確認し、原則に立ち返って法令に基づく適切な運営を行うこと。

【主な基準省令等】

● 指定居宅サービス

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成11年3月31日号外厚生省令第37号)
- ・ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成11年9月17日老企第25号)
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年2月10日 厚生省告示第19号)

● 指定地域密着型サービス

- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年3月14日号外厚生労働省令第34号)
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年3月31日老計発第0331004号ほか)
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年3月14日 厚生労働省告示第126号)

2 サービスごとの留意事項

(1) 通所介護

① 運営関係

● 利用者から受領できる費用

- ① 実施地域以外の地域に居住する利用者への送迎費用
- ② 通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常に通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
- ③ 食事の提供に要する費用
- ④ おむつ代
- ⑤ その他日常生活費

指定相当通所型サービスの基本報酬においては、入浴介助及び運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されているため、**入浴に係る費用は受領できない**ことに注意

※ 関連通知を確認すること（次ページ）

● 説明及び同意

事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。



※関連通知

- ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて
(平成12年3月30日老企第54号)
- ・介護保険施設等における日常生活費等の受領について
(平成12年11月16日老振第75号/老健第122号)
- ・介護保険施設等における「日常生活費等とは区分される費用」の受領について
(平成13年1月12日全老健第12 - 265号)

● 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が介護サービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの（利用者等の嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

● 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

① 対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。

② 保険給付の対象サービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。

※「お世話料」「管理協力費」「共益費」「施設利用補償金」といった名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある

● 「その他の日常生活費」の受領に係る基準（続き）

③ 対象となる便宜は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、事業者又は施設は、その受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。

④ 受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。

⑤ 対象となる便宜及びその額は、当該事業者又は施設の運営規程において定められなければならない、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。

※ただし「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許される

● 通所介護計画の作成

- ・通所介護計画は、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該**計画のとりまとめを行わせる**ことが望ましい。
- ・通所介護計画は、サービスの提供に関わる**従業者が共同して個々の利用者ごとに作成する**ものである。
- ・通所介護計画は、**居宅サービス計画に沿って作成**されなければならない。
- ・通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成・変更された場合は、居宅サービス計画に沿って、必要に応じて変更すること。
- ・通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、事業所の**管理者は**、計画の内容等を**説明**した上で利用者の**同意**を得なければならない。また、当該計画を利用者に**交付**しなければならない。

● 通所介護計画の作成（続き）

- ・ 交付した通所介護計画は、5年間保存しなければならない。
- ・ 通所介護計画には、**目標の達成時期**やサービス提供の**期間**、利用者ごとのサービス提供時間の確認のため、**サービス提供時間（開始・終了時間）**、**延長サービス**について記載すること。
- ・ 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。
- ・ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者については、当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力すること。

● 通所介護における宿泊サービス（お泊りデイ）

- ・ 通所介護の提供以外の目的で、事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合には、当該サービスの内容を**提供開始前に市に届け出る**必要がある。
- ・ 事業者は届け出たサービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから**10日以内**に市に届け出ること。また、サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の**1月前**までに届け出ること。
- ・ 宿泊サービス中に事故が発生した場合には、事故報告書を提出すること。（サービス種類は「その他（お泊りデイ）」と記載）
- ・ 宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、**宿泊サービス計画を作成**すること。

②介護報酬関係

● 2時間以上3時間未満の通所介護費

- ・ 2時間以上3時間未満の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者（利用者等告示第14号）であること。
- ・ 2時間以上3時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。
- ・ 当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、通所サービス計画を変更の上、同区分での算定を行うこととしても差し支えない。

※2時間未満の場合は算定できない。

● 定員超過・人員欠如

① 定員超過

市長に提出した運営規程に定められている**利用定員を超える**。

② 人員欠如

指定居宅サービス基準に定める**員数を置いていない**。

→①②とも指定居宅サービス介護給付費単位数表の**所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数**を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

● 送迎を行わない場合の減算

- ・ 利用者が自ら事業所に通う場合、利用者の家族等が事業所への送迎を行う場合など、当該通所介護事業所の従業者が利用者の居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。



● 入浴介助加算

- ・（Ⅰ）の算定要件は、入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有していること、入浴介助に関する研修等を行うこと。
- ・（Ⅱ）の算定要件は（Ⅰ）に加えて、医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価していること、機能訓練指導員等の職種の者が**共同して**、医師等との連携の下で**個別の入浴計画**を作成すること、計画に基づき、利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行うこと。

※清しきみの場合、入浴を中止した場合には算定できない

● 個別機能訓練加算

- ・専ら機能訓練を実施する理学療法士等を配置すること。
- ・機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成すること。
- ・当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図ること。
- ・加算の算定にあたっては、加算設置の趣旨をふまえた個別機能訓練計画の作成及び個別機能訓練が実施されなければならない。
- ・1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。

● 個別機能訓練加算

- ・ 看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。
- ・ 個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。
- ・ 目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。

● 個別機能訓練加算（続き）

- ・ 訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、**利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助**すること。
- ・ 個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。
- ・ 訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して**機能訓練指導員が直接**行うこと。
- ・ 訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね**週1回以上実施**することを目安とすること。

● 個別機能訓練加算（続き）

- ・ 訓練を開始した後は、訓練項目や訓練実施時間、訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。
- ・ 概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、訓練の効果等をふまえた目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。
- ・ 計画に基づく訓練の実施が予定されていた場合でも、利用者の都合等により実際に訓練が実施されなかった場合は、加算を算定できない。



(2) 通所リハビリテーション

① 運営関係

● 利用者から受領できる費用

- ① 実施地域以外の地域に居住する利用者への送迎費用
- ② 通常要する時間を超える通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常に通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
- ③ 食事の提供に要する費用
- ④ おむつ代
- ⑤ その他日常生活費

※ 関連通知を確認すること（7 ページ）

2 サービスごとの留意事項（2）通所リハビリテーション

● 通所リハビリテーション計画

- ・ 通所リハビリテーション計画は、**事業所の医師の診療に基づき**、利用者ごとに作成すること。
- ・ 記載内容については通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）の様式例及び記載方法を参照すること。
- ・ 計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。
- ・ 通所リハビリテーション計画は、**居宅サービス計画に沿って作成されなければならない**ことから、通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

2 サービスごとの留意事項（2）通所リハビリテーション

● 通所リハビリテーション計画（続き）

- ・医療機関から退院した利用者に対し通所リハビリテーション計画を作成する場合には、医療と介護の連携を図り、連続的で質の高いリハビリテーションを行う観点から、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等入手し、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。
- ・リハビリテーション実施計画書以外の退院時の情報提供に係る文書を用いる場合においては、当該文書にリハビリテーション実施計画書の内容が含まれていなければならない。当該医療機関からリハビリテーション実施計画書等が提供されない場合においては、当該医療機関の名称及び提供を依頼した日付を記録に残すこと。

2 サービスごとの留意事項（2）通所リハビリテーション

● 通所リハビリテーション計画（続き）

・通所リハビリテーション計画は医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所リハビリテーション事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該計画の作成に当たっては、その目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行った上で利用者の同意を得なければならない。また、リハビリテーション計画書を利用者に交付しなければならない。なお、その実施状況や評価等についても説明を行うこと。

②介護報酬関係

● 通所リハビリテーション費

・ 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置づけられた内容の指定通所リハビリテーションを行うための標準的な時間によることとしている。そのため、例えば、単に、**当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、指定通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められない**ものであり、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数を算定すること（このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。）。

● 通所リハビリテーション費（続き）

・ 所要時間には、送迎に要する時間は含まないものとするが、送迎時に実施した居宅内での介助等（電気の消灯・点灯、窓の施錠、着替え、ベッドへの移乗等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、指定通所リハビリテーションを行うのに要する時間に含まれることができる。

イ 居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けた上で実施する場合

ロ 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、理学療法士等又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

● 通所リハビリテーション費（続き）

・当日の利用者の心身の状況から、実際の指定通所リハビリテーションの提供が通所リハビリテーション計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所リハビリテーション計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所リハビリテーション計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所リハビリテーション計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

・利用者に対して、1日に複数の通所リハビリテーションを行う事業所にあっては、それぞれの通所リハビリテーションごとに通所リハビリテーション費を算定するものとする。ただし、1時間以上2時間未満の利用者については、同日に行われる他の通所リハビリテーション費は算定できない。

● 定員超過・人員欠如

① 定員超過

市長に提出した運営規程に定められている**利用定員を超える**。

② 人員欠如

指定居宅サービス基準に定める**員数を置いていない**。

→①②とも指定居宅サービス介護給付費単位数表の**所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数**を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(3) 地域密着型通所介護/認知症対応型通所介護

①運営関係

●利用者から受領できる費用

- ①実施地域以外の地域に居住する利用者への送迎費用
- ②通常要する時間を超える地域密着型通所介護/認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の地域密着型通所介護/認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
- ③食事の提供に要する費用
- ④おむつ代
- ⑤その他日常生活費 ※関連通知を確認すること（7ページ）

● 認知症対応型通所介護の基本方針

- ・ 地域密着型サービスに位置づけられる指定認知症対応型通所介護は、認知症の者が可能な限り居宅において日常生活を営むことができること及び家族の負担軽減を図ることを支援するものであること。
- ・ **認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者**は、当該認知症対応型通所介護事業所において日常生活を送ることに支障があると考えられることから、**認知症対応型通所介護の対象とはならない**。
- ・ 認知症対応型通所介護は対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であることから、**一般の通所介護と一体的な形で実施することは認められない**。同じ事業所で同一の時間帯に行う場合には、例えばパーティション等で間を仕切るなどにより、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別することが必要である。

● 地域密着型通所介護計画/認知症対応型通所介護計画

- ・ 計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせる。
- ・ 計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。
- ・ 計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。
- ・ 管理者は、計画の作成に当たっては、内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない、当該計画を利用者に交付しなければならない。
- ・ 交付した計画は、5年間保存しなければならない。

● 地域密着型通所介護計画/認知症対応型通所介護計画（続き）

- ・ 計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。
- ・ 計画には、目標の達成時期やサービス提供の期間、利用者ごとのサービス提供時間の確認のため、サービス提供時間（開始・終了時間）、延長サービスについて記載すること。

②介護報酬関係

● 地域密着型通所介護費/認知症対応型通所介護費

・所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、計画に位置付けられた内容のサービスを行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の間を超えて事業所にいる場合は、サービスが提供されているとは認められない。したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること（このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。）。

● 地域密着型通所介護費/認知症対応型通所介護費 (続き)

・ 所要時間には、送迎に要する時間は含まれないが、送迎時に実施した居宅内での介助等 (着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等) に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、地域密着型通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。

イ 居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画/認知症対応型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合

ロ 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士等又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

● 地域密着型通所介護費/認知症対応型通所介護費 (続き)

・当日の利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化等により、実際の地域密着型通所介護の提供が地域密着型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、地域密着型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、地域密着型通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

・同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の地域密着型通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの地域密着型通所介護の単位について所定単位数が算定されること。

2 サービスごとの留意事項（1）通所介護/地域密着型通所介護/認知症対応型通所介護

● 個別機能訓練加算【認知症対応型通所介護】

- ・ 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定する。
- ・ 個別機能訓練は、**1日120分以上**、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、**その曜日におけるサービスのみが当該加算の算定対象**となる。この場合、理学療法士等が配置される**曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者**に周知されている必要がある。
- ・ 認知症対応型通所介護事業所の看護職員が加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、認知症対応型通所介護事業所における**看護職員としての人員基準の算定に含めない**。

2 サービスごとの留意事項（1）通所介護/地域密着型通所介護/認知症対応型通所介護

● 個別機能訓練加算【認知症対応型通所介護】（続き）

- ・ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。
- ・ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3か月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明する。
- ・ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。
- ・ 個別機能訓練加算（Ⅱ）を取得する場合、LIFEを用いて厚生労働省への情報の提出を行う。

● 定員超過・人員欠如

① 定員超過

市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える。

② 人員欠如

指定居宅サービス基準に定める員数を置いていない。

→①②とも指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

さいごに

この資料では、通所系サービスにおける運営上の留意事項として、運営指導の際に、特によく指摘している内容について説明しています。

ここで記載のなかった内容についても、今一度（年1回程度）、運営基準等※を見直し、自己点検を行ってください。

引き続き、法令に基づく適正な運営をお願いします。

引き続き各動画・ホームページに掲載の資料を
ご確認ください。

